

高農第110号
令和6年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長 大西 秀人

市町村名 (市町村コード)	高松市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	古高松地区 (西新開、東新開、本村三軒家、宮の原、南春日、八反地、堀江西、堀江東、南堀江、新田本村、友久、上原、久本、公文南、公文北、岡山、小山南、小山北、南谷、奥の坊、中谷、地部谷、地頭名、南帰来、北帰来、西津、臼井、中戸、東津、横山王墓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月12日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、露地野菜、施設野菜等を主要作物とし、農業生産の高度化及び都市型農業の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	198 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	198 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。

農地中間管理機構を活用して、中心経営体や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

-

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】